

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

|                                                                                       |                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 名称： すくすくnursery小牧                                                                     | 種別： 保育所                       |
| 代表者氏名： 山本 泰代                                                                          | 定員（利用人数）： 12名（12名）            |
| 所在地： 愛知県小牧市小牧三丁目53番地 ルージュ小牧アルデール1階                                                    |                               |
| TEL： 0568-54-2880                                                                     |                               |
| ホームページ： <a href="https://yukinohana-sukusuku.com">https://yukinohana-sukusuku.com</a> |                               |
| 【施設・事業所の概要】                                                                           |                               |
| 開設年月日： 平成28年10月 1日                                                                    |                               |
| 経営法人・設置主体（法人名等）： 特定非営利活動法人幸の華                                                         |                               |
| 職員数                                                                                   | 常勤職員： 2名<br>非常勤職員： 7名         |
| 専門職員                                                                                  | （施設長） 1名<br>（調理員） 2名          |
|                                                                                       | （保育士） 6名                      |
|                                                                                       |                               |
| 施設・設備の概要                                                                              | （居室数） 2室<br>（設備等） 保育室、乳児室、トイレ |
|                                                                                       | キッチン、ランチルーム、                  |
|                                                                                       | 事務スペース                        |

### ③理念・基本方針

#### ★理念

- ・健康な身体と安定した情緒を育てる
- ・子どもの自発的な遊びを見守り、遊び込みを大切にする
- ・一人ひとりの子どもの個性を大切にする
- ・家庭との連携を大切にし、子どもの成長を共に見守る

#### ★施設・事業所基本方針

家庭的な雰囲気の中で一人ひとりを大切にし、ゆったりと関わりながら保護者の方と一緒に成長の喜びを分かち合い見守っていきたいと考えています。

### ④施設・事業所の特徴的な取組

園児がノビノビと遊べる環境を作っています。  
戸外遊びなどを多く取り入れ、様々な体験ができるような環境を作っています。

# ⑤第三者評価の受審状況

|                   |                                              |
|-------------------|----------------------------------------------|
| 評価実施期間            | 令和 6年 6月17日（契約日） ～                           |
|                   | 令和 7年 5月23日（評価確定日）<br>【 令和 6年10月26日（訪問調査日） 】 |
| 受審回数<br>（前回の受審時期） | 初 回 （平成 年度）                                  |

# ⑥総評

## ◇特に評価の高い点

### ◆徹底した保護者支援の姿勢

経済的、精神的な保護者負担の軽減を基本とした保護者支援を行っている。入園説明会では丁寧な説明を行っているが、保護者懇談会や保護者参観はない。それ以外にも、保護者参加の行事を撤廃している。子どもの登降園管理や職員の勤怠管理の効率化を目的としてＩＣＴの導入を試行したが、手書き文書の温かみを優先させ、導入を見送った。サブスクも、当面採用しないこととしている。

### ◆保護者の園（保育）に対する理解

入園説明会では、理念や方針、保育内容等を丁寧に説明している。送迎時には、職員が積極的に保護者に声をかけ、子どもの様子やその日の活動を詳細に伝えている。その園や職員の姿勢に響くかのように、今回の第三者評価受審に伴って実施した保護者アンケートでは、「理念・基本方針の保護者周知」の項目は、回答した保護者全員が肯定している。同じく「事業計画の保護者周知」の項目も、高い数値を示した。

### ◆保育の質の向上を目指す姿勢

法人幹部や園長が、保育の質の向上に向けて高い意識をもっている。子どもたちのため、また保護者の満足度に応えるための取組みに、真剣に向き合う姿が見られる。その意識・姿勢を忘れることなく、今後、在籍している職員と一丸となってより良い保育環境、保育の質の向上に継続して取り組むことを期待したい。

## ◇改善を求められる点

### ◆中・長期ビジョンの明文化

法人、園ともに中・長期計画が策定されていない。法人の幹部会では、当然のことながら将来的なビジョンや構想が話し合われているはずである。まず、法人としてそのビジョンを明文化し、中・長期計画として各園に示されたい。園においては、法人の中・長期計画と整合させ、園長の目指す3年後、5年後の「園のあるべき姿」を、園独自の中・長期計画として策定されたい。

### ◆不幸な事案の払拭

同法人の他事業所で起こった問題により、マスコミ報道もあって多くの職員を失うこととなった。公益通報から2年、マスコミ報道から1年余が経過したが、法人内の各園にはまだその爪痕が深く残っており、職員不足は深刻である。現在、法人代表や幹部職員、園長、主任、職員が、一丸となって子どものため、保護者のためにと頑張っている姿がある。後ろ向きにならず、不幸な事案を頭から払拭し、子どもには元気な姿で接してほしい。

### ◆マニュアル類の整備

様々な課題に向き合っているが、マニュアルや記録様式など、書面として明文化していないもの、記録しているものがない事例が散見された。口頭での指示や周知だけでなく、明文化することで、より正確に周知でき、均一な保育実践を可能とする。必要なマニュアル類を抽出し、順次作成に取り掛かることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、第三者評価を行っていただきありがとうございました。第三者の目線で見えていただいたことで、普段の保育の中では気がつくことが出来なかったことなどがわかり、より一層、保育を深く考える機会を与えていただきました。出来ていなかった事項については、法人・施設全体で確認し改善していくと共に、出来ていた事項に関しては伸ばしていけるような環境作りを行っていきたいと思います。今後も、安心・安全な保育を心掛け、より良い保育環境の整備に邁進して参ります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

### 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

#### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### Ⅰ-1 理念・基本方針

|                                                                                                                                                                            |                         |     | 第三者評価結果     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----|-------------|
| Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。                                                                                                                                                |                         |     |             |
| Ⅰ-1-（１）-①                                                                                                                                                                  | 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | 保 1 | ① a ・ b ・ c |
| <コメント><br>法人共通の理念、基本方針がホームページやパンフレットで紹介されており、職員には入職時に、保護者には入園説明会で説明されている。4項目の理念のそれぞれに、具体的な基本方針が端的に記載されている。今回の第三者評価受審に伴う保護者アンケートの「理念・基本方針の保護者周知」の項目では、回答した保護者全員が肯定的な回答を寄せた。 |                         |     |             |

##### Ⅰ-2 経営状況の把握

|                                                                                                                                                                             |                                 |     | 第三者評価結果     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----|-------------|
| Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。                                                                                                                                                 |                                 |     |             |
| Ⅰ-2-（１）-①                                                                                                                                                                   | 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | 保 2 | a ・ ① b ・ c |
| <コメント><br>市の担当課からは、様々な情報が届く。園長が市の小規模保育園を対象とした園長会に参加し、また機会があれば県の私保連（愛知県私立保育園連盟）の研修に参加する等、情報収集に努めている。しかし、それらの情報を組織的に分析する体制は構築されていない。                                          |                                 |     |             |
| Ⅰ-2-（１）-②                                                                                                                                                                   | 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。       | 保 3 | a ・ ② b ・ c |
| <コメント><br>法人としての喫緊の課題は「職員不足」であり、法人幹部を筆頭に園長はじめ全職員が大きな課題として認識している。系列園では、この課題が解決されないまま、子どもの受入れ定員を充たさない現状を受け入れざるを得ない状況が継続している。定員を充足させる数の子どもを受け入れるためにも、抜本的な職員確保の施策を打ち出すことが求められる。 |                                 |     |             |

##### Ⅰ-3 事業計画の策定

|                                                                                                                                                                                        |                             |     | 第三者評価結果     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----|-------------|
| Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。                                                                                                                                                        |                             |     |             |
| Ⅰ-3-（１）-①                                                                                                                                                                              | 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | 保 4 | a ・ ① b ・ c |
| <コメント><br>法人幹部により将来的な構想は話し合われているが、法人として、あるいは園としての明文化された中・長期の計画はない。法人としての3～5年先までの大きな流れを示し、それに整合させた園独自の中・長期計画を作成することが望ましい。園長の目指す将来的な「園のあるべき姿」を中・長期計画として示し、職員と方向性を一つにして保育実践に努められたい。       |                             |     |             |
| Ⅰ-3-（１）-②                                                                                                                                                                              | 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。  | 保 5 | a ・ ② b ・ c |
| <コメント><br>中・長期計画が策定されていないこともあり、事業計画も組織的には作成されていない。主任が主となって指導計画が作成され、管理栄養士主導で食育計画が作成されるなど、個別に保健計画や各種の訓練計画、研修計画等が作成されている。これらをまとめて、単年度の事業計画とすることが望ましい。事業計画には、年度で重点的に取り組む項目を設定することも考慮されたい。 |                             |     |             |

|                                                                                                                                                                                     |    |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------|
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。                                                                                                                                                            |    |           |
| I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。                                                                                                                                 | 保6 | a ・ ⑥ ・ c |
| <コメント><br>各種の計画は、法人本部で作成されるものが多く、それらの期中での進捗評価や年度末の最終評価も法人本部の所管となっている。園の立地する地域性や子どもの状況（人数や年齢、性別、家庭環境等）、園長の方針等を勘案し、各種計画の作成に各園の独自性を持たせることが望ましい。当然のことながら、それらの計画の作成や評価・見直しには職員の参画が求められる。 |    |           |
| I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。                                                                                                                                                 | 保7 | ⑦ ・ b ・ c |
| <コメント><br>入園説明会等の機会に、行事計画を中心に丁寧な説明を行っている。その際に説明資料の配付も行われている。そのためか、今回の保護者アンケートでは、「事業計画の保護者周知」の項目は、高い肯定率（86%）を示した。                                                                    |    |           |

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

|                                                                                                                                                                                             |    |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------|
|                                                                                                                                                                                             |    | 第三者評価結果   |
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。                                                                                                                                                          |    |           |
| I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。                                                                                                                                                     | 保8 | a ・ ⑧ ・ c |
| <コメント><br>第三者評価は、今回が初の受審である。自己評価としては、年に1回「人権擁護のためのセルフチェック」を実施しており、その他にも3種類の独自チェックリストが用意され、適宜自己評価を行っている。ただ、それらは実施されるのみで、集計や分析のプロセスが確立していない。P（チェックリスト）～D（自己評価）～C（分析・課題抽出）～A（改善活動）の仕組みを構築されたい。 |    |           |
| I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。                                                                                                                                       | 保9 | a ・ ⑨ ・ c |
| <コメント><br>職員が実施した自己チェックから改善課題を抽出するには至っていないが、日々の事業運営や保育実践の中で見つけた課題には、その都度対応している。しかし改善活動は散発的で、組織的・計画的とはいえない。それぞれの改善課題に対し、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をする？）を明確にして取り組むことが望ましい。次回の同様事例発生時の参照となる。   |    |           |

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

|                                                                                                                                                                                                         |     | 第三者評価結果   |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|--|
| Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。                                                                                                                                                                                |     |           |  |
| Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。                                                                                                                                                              | 保10 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月の「園だより」に園長の挨拶文を載せ、園長の考え方や思いを伝えている。園長不在時には、「組織図」からはリーダーが園長の責務の委任先と読み取れる。ただ、法令で作成が定められている「運営規程」の中に、園長（施設長、管理者）に関する記述がない。早期に改訂し、規程と実際の運営状態との整合を図ることが求められる。</p>                    |     |           |  |
| Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。                                                                                                                                                                  | 保11 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童福祉事業所（保育園）に対し、「児童福祉法」が「運営規程」の策定を求め、その中に「職員の種類、員数および職務の内容」を明記することを課している。ところが、当園の「運営規程」の該当箇所には、「園長」に関する記述がない。即座に「園長」に関する必要事項を追記することを願いたい。関連法令の改廃等に関し、市からの連絡文書があれば職員間に回覧している。</p> |     |           |  |
| Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。                                                                                                                                                                            |     |           |  |
| Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。                                                                                                                                                                | 保12 | ㉠ ・ b ・ c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者アンケート（理念・方針の保護者周知等）でも明らかとなったが、園（職員）は保護者に対して常に丁寧な説明を心掛けている。保護者とのコミュニケーションの徹底を図り、保護者の声を尊重している。それらの声から、弁当の日を設けたり、保護者参加の行事をなくしたりしている。保護者の時間を無駄に使わない施策が、保護者の信頼を得る所以となっている。</p>     |     |           |  |
| Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。                                                                                                                                                                | 保13 | ㉠ ・ b ・ c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定員12名の小さな園であり、職員の適正配置は守られている。市と協調して書類を簡素化する等、事務的な効率化を図っている。事務時間が確保されていることから時間外勤務もほとんどなく、有給休暇の取得も進んでいる。ICT化の試行を行ったが、手書き文書の温かさを残すことを優先し、ICT化の推進を見送っている。</p>                        |     |           |  |

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

| 第三者評価結果                                                                                                                                                                                            |     |           |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|--|
| Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。                                                                                                                                                              |     |           |  |
| Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。                                                                                                                                                 | 保14 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>同法人の他事業所で起こった問題により、マスコミ報道もあって、昨年職員の離職が大量発生し、法人全体で職員不足の状態に陥っている。現在は、子どもの受入れ数を調整して凌いでおり、年間を通して採用活動を展開している。保育士不足は全国的な傾向であり、抜本的な解決策を考察されたい。</p>                                 |     |           |  |
| Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。                                                                                                                                                                         | 保15 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>明確なキャリアパスは構築されておらず、年功序列の給与体系にて人事管理を行っている。法人代表と理事である事務長が園長と面談し、職員に関する勤務状況の情報を得ている。この情報を基に人事考課が行われ、その結果を賞与に反映させている。この一連の流れが、職員には見えないところで行われており、人事制度や人事基準の「見える化」が今後の課題となる。</p> |     |           |  |

|                                                                                                                                                                                                                 |     |               |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------|--|
| Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。                                                                                                                                                                                      |     |               |  |
| Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。                                                                                                                                                                    | 保16 | a  ・  b  ・  c |  |
| <div>＜コメント＞</div> <div>職員不足の状態にあって勤務シフトはきつくなっているが、職員が協力し合って急場を凌いでいる。受け入れる子どもの数を上手く調整することができており、時間外勤務はほとんどなく、有給休暇の取得も進んでいる。職員の家庭の事情（子育て、家族の介護・看護等）を考慮した勤務シフトを組み、子育て世代の男性職員が時短勤務の適用を受けている。</div>                  |     |               |  |
| Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。                                                                                                                                                                                  |     |               |  |
| Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。                                                                                                                                                                               | 保17 | a  ・  b  ・  c |  |
| <div>＜コメント＞</div> <div>職員対象の目標管理制度は導入されておらず、職員研修を職員育成の柱と捉えている。市から呼びかけのある研修には、勤務シフトの調整ができれば参加している。園独自の研修として、法人の設定した課題に取り組む「事例検討」の研修や、外部研修に参加した職員による伝達研修等がある。課題として、職員参加型の民主的な人事考課制度から目標管理につなげる仕組みづくりを期待したい。</div> |     |               |  |
| Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。                                                                                                                                                               | 保18 | a  ・  b  ・  c |  |
| <div>＜コメント＞</div> <div>研修計画に沿って研修が実施され、職員は履修後に「研修事後シート」を提出している。また、内部研修として事例検討を行った後には、「事例課題」を作成して提出している。この「事例課題」には、職員それぞれの「感想」として、気づきやアクションプランが記載されているが、研修がここで完結している。アクションプランが実践されたか否かを検証する仕組みを構築されたい。</div>     |     |               |  |
| Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。                                                                                                                                                                             | 保19 | a  ・  b  ・  c |  |
| <div>＜コメント＞</div> <div>市が主催する研修には、勤務シフトの調整を行って、正規職員が積極的に参加している。園で行われる内部研修に関しては、正規職員、非正規職員の区別なく、全職員の参加を原則としている。偏りのない研修参加により、園全体で保育の質を向上させようとの思いが見て取れる。</div>                                                     |     |               |  |
| Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。                                                                                                                                                                     |     |               |  |
| Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。                                                                                                                                                           | 保20 | a  ・  b  ・  c |  |
| <div>＜コメント＞</div> <div>非該当。小規模な園であり、実習指導にあたって、園として責任をもって適切なカリキュラムを組むことが難しいこと、また養成校においても、小規模保育園における教育実習を推奨していないこと等を勘案し、この項目を非該当とする。</div>                                                                        |     |               |  |

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

|                                                                                                                                                                              |     |           |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|--|
|                                                                                                                                                                              |     | 第三者評価結果   |  |
| Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。                                                                                                                                             |     |           |  |
| Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。                                                                                                                                         | 保21 | a ・ ㊦ ・ c |  |
| <div>&lt;コメント&gt;</div> <div>内閣府のホームページにて、NPO法人としての事業報告（決算報告等）を行っており、法人のホームページでは理念や活動内容、事業所紹介等を行っている。概して職員の採用を意識した構成となっており、苦情解決に関する情報公表は行われていない。</div>                       |     |           |  |
| Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。                                                                                                                                   | 保22 | a ・ ㊦ ・ c |  |
| <div>&lt;コメント&gt;</div> <div>園における現金出納は、15,000円を限度とする小口現金制で管理している。購買等の決裁権は園長が有し、また出納責任も園長に委ねられている。内部牽制が働く仕組みとするために、決裁権者と出納責任者を2者に分かつことが望ましい。内部監査に関しては、監査報告書の確認ができなかった。</div> |     |           |  |

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

|                                                                                                                                                                                                        |     |           |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|--|
|                                                                                                                                                                                                        |     | 第三者評価結果   |  |
| Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。                                                                                                                                                                             |     |           |  |
| Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。                                                                                                                                                                   | 保23 | a ・ ㉔ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>理念・基本方針の中に、「地域社会との連携を大切に…」との記載はあるが、乳幼児が地域と交流したり連携を図ったりする機会は多くない。天気の良い日に公園に散歩に出かけ、地域の住民と挨拶を交わす程度である。しかし、道路を安全に歩く、挨拶をする、異なった大人と接する等々、公園への外出だけでも、子どもにとっては社会性の伸長には役立っている。他の交流も考察されたい。</p> |     |           |  |
| Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。                                                                                                                                                           | 保24 | a ・ b ・ ㉕ |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>読み聞かせボランティアグループの受入れを検討しているが、これまでに、ボランティアの受入れ実績はない。ボランティアの受入れは、保育補助や掃除等の環境整備、読み聞かせや演芸、また小・中学生の福祉体験学習等々、広範囲に及ぶ。まずは受け入れるためのマニュアルを整備し、市・社会福祉協議会ボランティアセンターに出向いて情報を収集することから始められたい。</p>      |     |           |  |
| Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。                                                                                                                                                                              |     |           |  |
| Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。                                                                                                                                                      | 保25 | ㉖ ・ b ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>子どもにとって、絵本は「最高のお友達」とも言える存在である。書籍売場で買ったり、図書館に出向いて借りてこなくても、市立図書館から2ヶ月ごとに新しい絵本の配本がある。近隣保育園の園庭開放にも出向く。公園や図書館、市役所、児童相談所、地域包括支援センター、近隣保育園等々が地域の社会資源である。「お散歩マップ」に、これらの社会資源が明示されている。</p>      |     |           |  |
| Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。                                                                                                                                                                           |     |           |  |
| Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。                                                                                                                                                                  | 保26 | a ・ ㉗ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>園長や法人幹部が市の小規模保育園の園長会に参加し、県の私保連（愛知県私立保育園連盟）の研修に参加する等、地域の福祉ニーズの把握に努めている。保護者からは、入園説明会の面談の中で保育ニーズを拾っている。しかし、いずれも積極的なニーズ把握の取組みとは言い難く、今後の積極的なニーズ把握の取組みを期待したい。</p>                           |     |           |  |
| Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。                                                                                                                                                              | 保27 | a ・ ㉗ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>保護者の金銭的負担や精神的な負担を増やさせないことを基本としており、サブスクを活用しないことを明言している。保護者参加の園行事も実施していない。ただ、地域には0歳児の保育ニーズがあるものの、園では職員の不足によって受入れを断念している。「全体の計画」に示されているように、0歳児～3歳児までが揃った小規模園となる日を期待して待ちたい。</p>           |     |           |  |

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

|                                                                                                                                                                                            |     | 第三者評価結果   |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|--|
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。                                                                                                                                                                |     |           |  |
| Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。                                                                                                                                               | 保28 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>子ども一人ひとりを大切にしたい保育を行うことについて、パンフレットに理念として明示され、入園時の説明会にて保護者にも説明し、理解を得ている。更なる保育の質向上のため、どの職員も理念に基づく保育ができるよう、倫理綱領や関連する規程、マニュアル類の策定が望まれる。</p>                                    |     |           |  |
| Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。                                                                                                                                                | 保29 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>オムツ交換時や排泄の介助時もパーテーション等を利用し、他者から見えないよう環境を整えている。職員は毎月自己チェックを行い、子どもの権利を守る取組みがなされている。法人として、園としての取組みを明文化したマニュアルを作成されたい。</p>                                                    |     |           |  |
| Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。                                                                                                                                                |     |           |  |
| Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。                                                                                                                                              | 保30 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>法人の「入園案内」は毎年見直しが行われ、公共施設等にも置いてある。入園を検討している保護者には随時対応し、園見学と共に丁寧な説明も行っている。説明に用いる園独自の案内文書や取組みが記載されたパンフレットを作成し、より保護者の求める情報提供に努めることを望みたい。</p>                                   |     |           |  |
| Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。                                                                                                                                                   | 保31 | ㉠ ・ b ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>保育の開始・変更時には、個別に丁寧な説明を行っている。近年増加傾向にある外国籍の保護者など、配慮を必要とする保護者についても、翻訳アプリを利用したり、通訳を介して説明を行うなどの工夫をしている。入園時には、保護者から同意書を取っている。</p>                                                |     |           |  |
| Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。                                                                                                                                                  | 保32 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>保育所変更時には、引継ぎ文書が適切に取り扱われている。他園等へ転園後も、保護者の相談窓口としての対応が図られるよう、相談担当者や連絡先等を書面にして伝えていくことが望まれる。</p>                                                                               |     |           |  |
| Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。                                                                                                                                                                    |     |           |  |
| Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。                                                                                                                                                  | 保33 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>送迎時には、保護者と積極的に連絡を取り合っているが、個別懇談や保育参観は行っていない。保護者の満足度を測るための保護者アンケートも現在行っていない。子どもたちにとって居心地のよい環境であるのか、また保護者も満足しているのか、これらを知ることは今後の保育環境の改善へ向けての大切な取組みである。定期的な保護者アンケートの実施を望む。</p> |     |           |  |
| Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。                                                                                                                                                           |     |           |  |
| Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。                                                                                                                                                       | 保34 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>苦情窓口の設置はあるが、うまく活用できていない。「運営規程」に明記されており、園の入り口にも掲示はしてあるが、どのように利用するのか等を、保護者に説明する機会を持つことが望ましい。職員間でも苦情解決の流れ・仕組みについて研修し、体制を確立していくことが望まれる。</p>                                   |     |           |  |

|                                                                                                                                                         |     |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|
| Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。                                                                                                            | 保35 | a ・ ㉞ ・ c |
| <コメント><br>職員は、保護者と日々コミュニケーションをとるよう心掛けている。相談を受けた時のために、相談場所として保育室隣室の事務スペースが準備してある。今後は、自ら意見や相談を申し出にくい保護者も、相談しやすくなるような取組みや仕組みを文書や掲示にて知らせていくことが望ましい。         |     |           |
| Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。                                                                                                               | 保36 | a ・ ㉞ ・ c |
| <コメント><br>子どもの健康に関すること等、細かな意見は書面にて職員間で共有し、確認した際はサインをするルールが徹底されている。その場で解決できない問題や相談事について、どのように解決していくのかを定めたマニュアルの整備や、意見や相談事の解決経緯等の記録方法を検討されたい。             |     |           |
| Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。                                                                                                               |     |           |
| Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。                                                                                                         | 保37 | a ・ ㉞ ・ c |
| <コメント><br>ヒヤリハットが細かに記録され、職員間で情報共有・周知する仕組みがある。また、事故事例等が法人本部より各園に情報提供され、法人内で共有して事故の再発防止に努めている。今後、職員に対して事故防止に関する研修を行い、さらにリスクマネジメント体制の強化につなげていくことを望みたい。     |     |           |
| Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。                                                                                                    | 保38 | a ・ ㉞ ・ c |
| <コメント><br>感染症予防のため、室内の設備・玩具は毎日次亜塩素酸ナトリウムにて消毒を行っている。感染症が発生した際には、保護者に掲示にて知らせている。嘔吐物の処理方法についての文書もある。今後は、より職員の理解を深めるために研修を行い、嘔吐物処理等、可能なものに関しては模擬訓練の実施が望まれる。 |     |           |
| Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。                                                                                                              | 保39 | a ・ ㉞ ・ c |
| <コメント><br>計画に沿い、毎月避難訓練を行っている。地震想定訓練の際には出火を想定し、初期消火訓練も行っている。今後は、地域や関係機関とも連携した訓練を実施することや、「備蓄品リスト」の作成が望まれる。避難する際には、アレルギー児への配慮も忘れずに検討されることを望みたい。            |     |           |

## Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

|                                                                                                                                                              |     |           |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|--|
|                                                                                                                                                              |     | 第三者評価結果   |  |
| Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。                                                                                                                          |     |           |  |
| Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。                                                                                                                | 保40 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>標準的な保育方法は、口頭にて職員間で共有はされているが、子ども一人ひとりの発達段階を踏まえた実施方法を示し文書はない。どの職員も、理念に基づく標準的な保育方法を理解した上で、子ども一人ひとりに合わせた保育の提供ができるよう、保育の基本的な部分を文書化することが望ましい。</p> |     |           |  |
| Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。                                                                                                                      | 保41 | a ・ ㉞ ・ c |  |
| <p>＜コメント＞</p> <p>実際の保育場面において、検討を必要とする事案については随時話し合う機会が設けられている。園としての標準的な保育方法を文書化して周知した上で、職員個々が定期的に振り返り、保育の質の向上につなげていくことを期待したい。</p>                             |     |           |  |

|                                                                                                                                                                       |                                                  |     |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----|-----------|
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。                                                                                                                               |                                                  |     |           |
|                                                                                                                                                                       | Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。             | 保42 | ㉖ ・ b ・ c |
| <コメント><br>入園時には保護者との個別面談を行い、子どもの発達状況、生活環境等について聞き取り、アセスメントに基づく個別指導計画を立てている。必要に応じて、関係機関とも連携を図っている。毎月振返りを行い、計画を見直す機会がある。                                                 |                                                  |     |           |
|                                                                                                                                                                       | Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。                 | 保43 | a ・ ㉗ ・ c |
| <コメント><br>個別の指導計画を定期的に見直し、評価は行っているが、検討会議の開催時期・参加者、見直しにあたって保護者の同意が必要な場合の対応や手順等、組織的な取決めはない。子どもの姿・保護者の意見・職員の見解等をふまえ、検討が必要となった時の仕組みを明確にしておくことが望ましい。                       |                                                  |     |           |
| Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。                                                                                                                                        |                                                  |     |           |
|                                                                                                                                                                       | Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 | 保44 | a ・ ㉘ ・ c |
| <コメント><br>子どもに対する保育の実施記録は、個別に統一された書式にて記録されている。職員間での情報共有は主に書面で行っている。確認した際にはサインをするなど、周知徹底されているが、情報の分別やコンピューターを通しての記録を職員間や事業所内で共有する仕組みについては十分とはいえない。                     |                                                  |     |           |
|                                                                                                                                                                       | Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。                 | 保45 | a ・ ㉙ ・ c |
| <コメント><br>個人情報を含んだ記録や書類は、外部からは見えない場所で管理されている。職員は、個人情報を含む書類を持ち帰ったり、あるいは媒体を使って持ち出すことも禁じられているが、それらのルールを明文化したものはない。個人情報管理、開示請求、保存期間、廃棄方法等に関するルールを明文化し、職員間で周知徹底することが求められる。 |                                                  |     |           |

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

|                                                                                                                                                                                               |                                                                           | 第三者評価結果 |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------|-----------|
| A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成                                                                                                                                                                          |                                                                           |         |           |
|                                                                                                                                                                                               | A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。    | 保46     | a ・ ㉞ ・ c |
| <p>＜コメント＞</p> 「全体の計画」は、法人として統一したものを使用している。年度末には、法人の検討会議に園長・リーダーが参画し、振返りをを行っている。「保育所保育指針」が示す8つの発達段階を踏まえて立案されているが、乳児期については、「保育所保育指針」の示す3つの視点に沿って計画することが望ましい。また、理念、保育方針が各所において混同しているため、整理が必要である。 |                                                                           |         |           |
| A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開                                                                                                                                                                |                                                                           |         |           |
|                                                                                                                                                                                               | A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。                        | 保47     | ㉞ ・ b ・ c |
| <p>＜コメント＞</p> 子どもたちにとって、清潔で安全な環境が用意されている。棚の上には重いものは置かず、家具の角にはコーナーガードを貼るなど、細かな配慮も見られる。温度・湿度管理も適切になされ、玩具の消毒も毎日行われている。                                                                           |                                                                           |         |           |
|                                                                                                                                                                                               | A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。                               | 保48     | ㉞ ・ b ・ c |
| <p>＜コメント＞</p> 職員は子どもたちに対し、否定的な言葉を掛けず、常に穏やかで優しい言葉掛けをしている。子ども一人ひとりに丁寧に接し、気持ちを素直に受け止める努力がなされている。毎月行っている自己の保育を振り返るチェックが、保育の実践に活かされている。                                                            |                                                                           |         |           |
|                                                                                                                                                                                               | A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。                         | 保49     | ㉞ ・ b ・ c |
| <p>＜コメント＞</p> ゆったりとした生活リズムの中で、おおよその生活の流れを子どもたち自身が理解し、自ら見通しをもって動けるような配慮がある。何度も指示したり、急かしたりすることなく、子ども一人ひとりのリズムで基本的生活習慣を身につけることができるよう、適切な言葉掛けや援助ができています。                                          |                                                                           |         |           |
|                                                                                                                                                                                               | A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。                   | 保50     | a ・ ㉞ ・ c |
| <p>＜コメント＞</p> 子どもが主体的に活動できるよう、過度な援助や言葉掛けは控えている。今後は、子どもたちの生活は遊びが主であることをふまえ、玩具の選定や、設置場所・方法を検討されたい。また、散歩等の園外活動では、自然や地域社会とのつながりにも目を向け、規範意識の芽生えなどにも着目して支援することを期待したい。                               |                                                                           |         |           |
|                                                                                                                                                                                               | A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。       | 保51     | a ・ ㉞ ・ c |
| <p>＜コメント＞</p> 子どもたちの愛着形成のため、積極的にスキンシップを取ることを心がけている。乳児期は、職員との信頼関係の下で、環境を通じた保育を行うことが豊かな人格形成の礎となる。それらを考慮し、室内環境の整備に配慮することが望まれる。                                                                   |                                                                           |         |           |
|                                                                                                                                                                                               | A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | 保52     | a ・ ㉞ ・ c |
| <p>＜コメント＞</p> 子どもたちが楽しく遊び、自分のペースで基本的生活習慣の獲得ができるよう、子どもの気持ちに寄り添った関わりをしている。ただ、子どもたちが楽しく遊んでいるだけでなく、遊びながら発達を促していける玩具の選定や配置、子どもを見守る職員の言葉掛けにも配慮し、養護と教育が一体化した保育として展開されることを望みたい。                       |                                                                           |         |           |

|                                                                                                                                                                                   |                                                                    |     |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----|-----------|
|                                                                                                                                                                                   | A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | 保53 | a ・ b ・ c |
| <コメント><br>非該当                                                                                                                                                                     |                                                                    |     |           |
|                                                                                                                                                                                   | A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                | 保54 | a ・ ⑥ ・ c |
| <コメント><br>健常児同様に、子ども一人ひとりの状況に合わせて対応をしている。保育室内は大きな段差もなく、障害のある子どもにとっても安全で過ごしやすい環境である。保護者や関係機関とも連携を取り、職員は研修にも参加している。現在障害児に特化した記録様式はないため、今後の課題として、より細かな指導案を作成し、適切に対応するための仕組みづくりを望みたい。 |                                                                    |     |           |
|                                                                                                                                                                                   | A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                | 保55 | ① ・ b ・ c |
| <コメント><br>夕刻に担当職員が入れ替わることがあっても、必要な情報は書面にて共有し、保護者に伝え忘れが無いように配慮している。子どもたちの寂しい気持ちや不安な気持ちに寄り添い、安心・安全な保育が実践されている。                                                                      |                                                                    |     |           |
|                                                                                                                                                                                   | A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。          | 保56 | a ・ b ・ c |
| <コメント><br>非該当                                                                                                                                                                     |                                                                    |     |           |
| A-1-(3) 健康管理                                                                                                                                                                      |                                                                    |     |           |
|                                                                                                                                                                                   | A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。                                       | 保57 | a ・ ⑥ ・ c |
| <コメント><br>定期的に内科健診・歯科検診を行い、結果を保護者に通知するなど、子どもの健康管理に努めている。予防接種記録や、毎日の体温測定、睡眠時のチェックも欠かさずに行っている。「全体の計画」に保健に関する記載もあるが、保健計画として立案し職員間で周知することが望ましい。保護者に対してのSIDS（乳幼児突然死症候群）に関する情報提供等も望まれる。 |                                                                    |     |           |
|                                                                                                                                                                                   | A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。                                  | 保58 | a ・ ⑥ ・ c |
| <コメント><br>健康診断、歯科検診の結果を保護者に通知しているが、保育には反映されていない。健康診断や歯科検診の結果を検討して保健計画に反映させたり、歯磨き指導で乳歯の大切さを伝えていくなど、保護者や子どもへの啓発活動にも取り組むことを期待したい。                                                    |                                                                    |     |           |
|                                                                                                                                                                                   | A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。           | 保59 | ① ・ b ・ c |
| <コメント><br>現在アレルギー疾患を持つ子どもは在籍していない。対象児がいる場合には、年に1度医療機関作成の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保護者から提出してもらい、それに沿って適正に対応することとしている。                                                                |                                                                    |     |           |
| A-1-(4) 食育、食の安全                                                                                                                                                                   |                                                                    |     |           |
|                                                                                                                                                                                   | A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。                                   | 保60 | ① ・ b ・ c |
| <コメント><br>落ち着いた雰囲気の中で、子どもがゆったりと食事を楽しむことができている。子どもたちとホットケーキやフルーチェを作る食育活動を行い、子どもたちに人気のおすすめメニューは、保護者にも献立表と共に案内している。                                                                  |                                                                    |     |           |

|                                                                                                                                                           |                                           |     |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----|-----------|
|                                                                                                                                                           | A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 | 保61 | ① ・ b ・ c |
| <コメント><br>法人内の管理栄養士が献立を立てており、子どもたちの喫食状況が把握しやすく、献立作りにも反映させやすい。子どもたちは、ほぼ毎日完食するほどで、食事に対する満足度は高い。季節感のある行事食も献立に取り入れられ、調理室の衛生管理も適切に行われている。2年に1度保健所の立入り検査も受けている。 |                                           |     |           |

## A-2 子育て支援

|                                                                                                                                                                           |                                                        |         |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------|-----------|
|                                                                                                                                                                           |                                                        | 第三者評価結果 |           |
| A-2-(1) 家庭と綿密な連携                                                                                                                                                          |                                                        |         |           |
|                                                                                                                                                                           | A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。                | 保62     | a ・ ① ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎日の送迎時に保護者との会話を大切にし、情報共有を行っている。保護者負担軽減のために保護者参加の行事を撤廃しており、保育参観も現在は行っていない。しかし、普段の子どもの様子を見て安心してもらうため、また意見・要望を収集し、更なる保育の質の向上を図るためにも、保育参観の実施が望まれる。</p> |                                                        |         |           |
| A-2-(2) 保護者の支援                                                                                                                                                            |                                                        |         |           |
|                                                                                                                                                                           | A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。                   | 保63     | a ・ ① ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々のコミュニケーションは十分にとられているが、日常の会話の中では言い出しにくい相談や悩み事に対応できる窓口の設置や、個別懇談を行うなどの対応が望まれる。必要に応じて関係機関との連携が取れるよう、連携体制も構築されたい。</p>                                 |                                                        |         |           |
|                                                                                                                                                                           | A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 | 保64     | ① ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>マニュアルに基づき、毎日の送迎時や着替えの際に子どもの観察を行っている。また、家庭での虐待が疑われる事案が発生した際には、職員への速やかな周知対応、関係機関への連絡方法等がマニュアルに明記されている。</p>                                           |                                                        |         |           |

## A-3 保育の質の向上

|                                                                                                                                                                                                 |                                                             |         |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------|-----------|
|                                                                                                                                                                                                 |                                                             | 第三者評価結果 |           |
| A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)                                                                                                                                                                    |                                                             |         |           |
|                                                                                                                                                                                                 | A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | 保65     | ① ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は毎月自己評価を行い、自らの保育に対しての振り返りの機会をもっている。また、毎月行われる職員会議では事例課題について職員一人ひとりがその課題を検討し、全員で話し合うことで互いを高め合う取組を行っている。事例課題は、園で実際に起きた事例ではなく、法人本部が想定した事例を各園に提供し、それについて法人内の各園で取り組んでいる。</p> |                                                             |         |           |